〇国土交通省令第四十七号

三 第 第 項 法 同 運 \equiv 本 第 項 送 \mathcal{O} 条 法 海 第 に 法 規 文 項 第 項 上 十三 定 に 十 に お 運 昭 第 項 送 に お 九 お 1 基 条 条 7 法 兀 1 1 和 に 第 7 準 等 づ 号 7 \mathcal{O} \equiv + 潍 + き、 及 用 お 潍 \mathcal{O} 第 五. す び 1 用 用 兀 並 第 7 条 す す る 年 部 第 る 場 準 る 項 法 び を 五 に 号 用 同 及 場 合 律 改 --- 法 合 を 第 同 並 す 項 び 正 第 第 を 含 法 る す び 百 を に 第 + 含 る む 同 八 む。 実 第 法 条 + + 法 十 七 施 五 第 九 \mathcal{O} ___ 律 \equiv ` 号) す 条 条 項 八 令 る 条 \mathcal{O} 第 第 \mathcal{O} 第 第 \equiv た 第 第 規 和 \mathcal{O} 項 三 \Diamond 項 項 十 定 五 項 条 に 並 及 年 条 並 第二 法 海 第 お び び 上 第 第 第 に 律 U 1 12 項 兀 運 項 第 九 7 同 項 送 第 本 条 潍 法 項 + 法 第 + 文 用 第 同 施 第 九 す 五 同 法 兀 --- 号) 行 項、 条 第 条 法 第 十 る 規 場 第 第 九 \mathcal{O} 兀 + \equiv 号 第 合 則 条 + 九 \mathcal{O} + 及 号 を 条 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 九 <u>=</u> 条 、 含 び 及 条 部 \mathcal{O} 第 \equiv 部 \mathcal{O} む び \mathcal{O} \mathcal{O} 第 第 三 第 を 同 五. 施 改 並 法 号 第二 行 + 五. ` 並 号 項 条 第 正 び に す 項 に \mathcal{O} び 同 及 伴 る 第 \equiv + 12 法 及 75 1 $\stackrel{\cdot}{=}$ 第 第 れ び 第 省 第 十 第二 令 条 九 +5 並 --- 五 を 項 並 + 条 項 九 \mathcal{O} U + 次 び 規 \mathcal{O} 条 に 第 第 条 海 \mathcal{O} に 定 \mathcal{O} \equiv を ょ 同 \mathcal{O} +条 第 上

令和五年六月九日

う

に

定

8

る

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

海 上 運 送 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省

海

上 運 送 法 施 行 規 則 昭 和 + 兀 年 運 輸 省 令 第 兀 + 九 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す Ź。

げ 傍 規 7 欄 正 7 線 定 1 に 後 次 な 欄 掲 を \mathcal{O} 11 \mathcal{O} な げ に 付 傍 表 1 Ł 掲 に 1 る L 線 げ た ょ \mathcal{O} £ 対 を 象 付 り、 は る 規 \mathcal{O} 規 定 は t L 定 た 改 \mathcal{O} ک れ لح 以 \mathcal{O} 部 正 ょ を れ 下 分 L 前 う 加 を 7 欄 \mathcal{O} え に 削 移 対 ょ に る。 り、 動 改 象 う 掲 規 に げ L \Diamond 定」 改 改 る そ 改 規 正 \Diamond と 定 後 \mathcal{O} 正 欄 標 1 改 前 \mathcal{O} に う。 記 傍 欄 正 掲 部 に 前 線 げ 掲 分 欄 を が 付 る は、 げ 及 異 対 る び L な た 象 対 そ 改 規 象 る 部 \mathcal{O} 正 定 規 ŧ 標 後 分 をこ で 定 \mathcal{O} 記 欄 改 で は 部 に 改 れ 正 改 分 対 前 応 に 正 正 が 欄 後 順 前 同 L 欄 欄 て 次 に ک 対 に に \mathcal{O} 掲 掲 ŧ げ 応 れ げ す に \mathcal{O} る れ は そ る る 対 に 応 当 改 対 対 \mathcal{O} す 応 象 該 標 正 る す 規 対 記 後 る 定 象 欄 ŧ 部 を 規 £ 分 に \mathcal{O} 改 定 を に 掲 \mathcal{O} 掲 を を げ 正

掲

げ

後

改

る

重

一日 一日 一日 一日 一月 一月 一日 一日	以下同じ。)である場合は、その役員の氏名 二 一般旅客定期航路事業許可申請者が法人(地方公共団体を除く。	目次 第一章 (略) 第一章 (略) 第二章 船舶運航事業 第二章 船舶運航事業 第二款・第三款 (略) 第二款・第三款 (略) 第二章 8十章 (略) 第二十九条の四)
三以上の	(一般旅客定期航路事業の許可申請)	目次 第二章 (略) 第二章 (略) 第二章 船舶運航事業 第二章 船舶運航事業 第二節~第五節 (略) 第二章~第十章 (略) 附則

ば足りるものとする。 定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書に添付すれ出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の一般旅客一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可申請書を提

- 一次に掲げる事項を記載した書類
- イ 当該申請が法第四条各号に掲げる基準に適合する旨の説明
- 号の書類をもつて代えることができる。) 画 (一般旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、第三 創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計
- 航管理者に選任しようとする者の略歴規程の概要並びに同条第四項の規定により安全統括管理者及び運外、法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理

二 (略)

- 当しないことを誓約する書面「一般旅客定期航路事業許可申請者が法第五条各号のいずれにも該」
- 、登記事項証明書並びに最近一年間の損益計算書及び貸借対照表三の一般旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款

(法第五条第三号イからハまでの国土交通省令で定める者)

る者とする。 第二条の二 法第五条第三号イの国土交通省令で定める者は、次に掲げ

- の一を超える額を出資している者以下この条において同じ。)である場合に限る。)の資本金の二分律第八十六号)第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。二 当該許可を受けようとする者(持分会社(会社法(平成十七年法
- 2 法第五条第三号ロの国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とす号に掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者三 当該許可を受けようとする者の事業の方針の決定に関して、前二

に添付すれば足りるものとする。の一般旅客定期航路事業許可申請書の一般旅客定期航路事業についての一般旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一て二以上の一般旅客定期航路事業について一般旅客定期航路事業許可

- 次に掲げる事項を記載した書類
- 画(申請者が法人である場合は、第三号の書類をもつて代えるこロ 創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計イ 当該申請が法第四条各号に規定する基準に適合する旨の説明
- 及び運航管理者に予定されている者の略歴へ 届出をしようとする安全管理規程の概要並びに安全統括管理者

とができる。)

(略)

号及び第二号に該当しない旨の宣誓書 申請者(申請者が法人である場合は、その役員)が法第五条第

近一年間の損益計算書及び貸借対照表 申請者が法人である場合は、その定款、登記事項証明書並びに最

(新設)

2 第十六条 3 第二条の三 書類を添付するものとする。 渡譲受認可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。 ようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業譲 及び譲受(以下この条において「譲渡譲受」という。 特定の日を通知するものとする。 査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の 五条第一項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検 三 事業の方針の決定に関する当該許可を受けようとする者の支配力 一 当該許可を受けようとする者がその資本金の二分の一を超える額 一 匹 (聴聞決定予定日の通知) (譲渡譲受の認可申請) る株式会社 前項の一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書には、 が前二号に掲げる者と同等以上と認められる者 を出資している持分会社 法第五条第三号ハの国土交通省令で定める者は、 と同等以上と認められる者 当該許可を受けようとする者がその議決権の過半数を所有してい 事業の方針の決定に関する親会社等の支配力が前二号に掲げる者 親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分 親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社 法第十八条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の譲渡 (略) (略) 法第五条第五号の規定による通知をするときは、法第二十 次に掲げる者とす)の認可を受け 次に掲げる 2 第十六条 (新設) する。 期航路事業譲渡譲受認可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものと 及び譲受をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定 前項の申請書には、 (譲渡譲受の認可申請 法第十八条第一項の規定により一般旅客定期航路事業の譲渡 (略) 略 次に掲げる書類を添付するものとする。

告書、 譲受人が法人である場合は、その定款並びに最近一年間の事業報 損益計算書及び貸借対照表

兀 れにも該当しないことを誓約する書面 譲受人が法第十八条第七項において準用する法第五条各号の V ず

五. の者の所有に係るものである場合は、 当該一般旅客定期航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外 当該使用旅客船を譲受人が使

用することに対する所有者の同意書

(合併等の認可申請)

第十七条 (略)

2 のとする。 前項の合併 認可申請書には、次に掲げる書類を添付するも 2

一·二 (略)

三 合併後存続する法人又は吸収分割により一般旅客定期航路事業を 承継する法人が現に一般旅客定期航路事業を営んでいない場合には 定款、最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表

五四 より一 て準用する法第五条各号 いずれにも該当しないことを誓約する書面 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割に 般旅客定期航路事業を承継する法人が法第十八条第七項にお (第 一号、 第六号及び第七号を除く

(相続人による事業継続の認可申請

第十九条 ものとする。 客定期航路事業を引き続き営もうとする相続人(以下この条において 般旅客定期航路事業継続認可申請書を所轄地方運輸局長に提出する 事業承継相続人」という。) は、次に掲げる事項を記載した相続人 法第十八条第四項の規定により被相続人の行つていた一般旅

<u>\</u> (略

事業承継相続人以外に相続人がある場合は、 その者の住所及び氏

> Ξ 譲受人が法人の場合は、その定款並びに最近一年間の事業報告書 損益計算書及び貸借対照表

兀 号及び第二号に該当しない旨の宣誓書 譲受人(譲受人が法人である場合は、 その役員) が法第五条第

五. の者の所有に係るものである場合は、 ることに対する所有者の同意書 当該一般旅客定期航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲受人以外 当該旅客船を譲受人が使用す

(合併等の認可申請

第十七条 (略)

前項の申請書には、 次に掲げる書類を添付するものとする。

三 合併後存続する法人又は吸収分割により一般旅客定期航路事業を は、定款、最近一年間の事業報告書、損益計算書及び貸借対照表 承継する法人が現に一般旅客定期航路事業を経営していない場合に

兀

五. 及び第二号に該当しない旨 より一般旅客定期航路事業を承継する法人の役員が法第五条第 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割に の宣誓書 一 号

(相続人による事業継続の認可申請

第十九条 法第十八条第四項の規定により被相続人の行つていた一般旅 局長に提出するものとする。 客定期航路事業を引き続き営もうとする相続人は、次に掲げる事項を 記載した相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書を所轄地方運輸

<u>\</u>
\(\leq \) (略)

兀 申請者以外に相続人がある場合は、 その者の住所及び氏名

名

六 五 (略

2 る書類を添付するものとする。 前項の相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書には、 事業承継相続人が当該一般旅客定期航路事業を承継する理 次に掲げ 由

略

号 約する書面 事業承継相続人が法第十八条第七項において準用する法第五条各 (第三号及び第八号を除く。) のいずれにも該当しないことを誓

する事業承継相続人以外の相続人の同意書 当該一般旅客定期航路事業を事業承継相続人が承継することに対

(特定旅客定期航路事業の許可申請)

第十九条の二の三 法第十九条の三第一項の規定により特定旅客定期航 事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。 申請者」という。 路事業の許可を受けようとする者 は、 次に掲げる事項を記載した特定旅客定期航路 (以下 「特定旅客定期航路事業許可

の氏名 特定旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、 その役員

次に掲げる事項を記載した事業計画

イ~ト 略

2 ば足りるものとする。 定期航路事業についての特定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれ 出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客 特定旅客定期航路事業について特定旅客定期航路事業許可申請書を提 付するものとする。 前項の特定旅客定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添 ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の

次に掲げる事項を記載した書類

当該申請が法第十九条の三第二項において準用する法第四条第

2 六 五 前項の申請書には、 申請者が当該一般旅客定期航路事業を承継する理 左に掲げる書類を添付するものとする。

(略)

申請者が法第五条第一号及び第二号に該当しない旨の宣誓書

三 当該一般旅客定期航路事業を申請者が承継することに対する申請 者以外の相続人の同意書

(特定旅客定期航路事業の許可の申請

第十九条の二の三 法第十九条の三第一項の規定により特定旅客定期航 定旅客定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものと 路事業の許可を申請しようとする者は、 次に掲げる事項を記載した特

する。

法人である場合は、 役員の氏名

事業計 画

イ 〜 ト (略

2 いて特定旅客定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及 定旅客定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。 び第三号の書類は、そのうち一の特定旅客定期航路事業についての特 同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の特定旅客定期航路事業につ 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし

次に掲げる事項を記載した書類

イ 当該申請が法第十九条の三第二項において準用する法第四条第

第二号及び第五号に掲げる基準に適合する旨の説明

り安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴 九条の三第三項において準用する法第十条の三第四項の規定によ 規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第十 法第十九条の三第三項において準用する法第十条の三第 項の

面 て準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書 特定旅客定期航路事業許可申請者が法第十九条の三第二項におい

及び登記事項 特定旅客定期航路事業許可申請者が法人である場合は、 7証明書

兀 略

第十九条の三 (準用規定) 続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人特定 届出書」とあるのは「特定旅客定期航路事業休止(廃止)届出書」と この場合において、第十五条中「一般旅客定期航路事業休止(廃止) 九条の三第一項の許可及び特定旅客定期航路事業について準用する。 第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるの 第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第十 「特定旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相 第二条の二、第二条の三、第八条、 第十五条、 第十六条

2 対外旅客定期航路事業を除く。) 旅客定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。 第七条の二から第七条の四までの規定は、特定旅客定期航路事業 について準用する。

第十九条の四 略

(削る)

号、 第二号及び第五号の基準に適合する旨の説明

口 及び運航管理者に予定されている者の略歴 届出をしようとする安全管理規程の概要並びに安全統括管理者

三第二項において準用する法第五条第 旨の宣誓書 申請者 (申請者が法人である場合は、 一号及び第一 その役員) 一号に該当しな が法第十九条の

申請者が法人である場合は、 その定款及び登記事項証明書

その定款

三

兀 略

第十九条の三 (準用規定) 用する。 三第三項において準用する法第十条の三の規定による特定旅客定期航 路事業(対外旅客定期航路事業を除く。)の安全管理規程の内容、 届出並びに安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出について準 全統括管理者及び運航管理者の要件、 第七条の二から第七条の四までの規定は、法第十九条の 安全管理規程の設定又は変更の 安

2 変更の認可及び輸送の安全にかかわる情報の公表について準用する。 び第十九条の二の三の規定による特定旅客定期航路事業の事業計画の の三第三項において準用する法第十一条第一項、 第八条、 第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、法第十九条 第十九条の二の二及

第十九条の三の二 略

(承継の 届 出

第十九条の四 業者の地位の承継の届出をしようとする者は、 法第十九条の三第五項の規定により特定旅客定期航路事 次に掲げる事項を記載

航路事業についての所轄地方運輸局長に提出するものとする。 した特定旅客定期航路事業承継届出書を当該承継に係る特定旅客定期

- 住所及び氏名
- 承継に係る特定旅客定期航路事業の概要 被承継人の住所及び氏名並びに相続の場合は、 被相続人との続柄

兀 承継の年月日 (相続の場合は、 被相続人の死亡年月日)

Ŧī. 相続の場合は、次に掲げる事項

届出人以外に相続人がある場合は、 その者の住所及び氏名

相続に伴う当該特定旅客定期航路事業に属する財産に関する権

利義務の変動

口

合併(分割)の場合は、 その方法及び条件

承継を必要とした理由

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 届出人が法人である場合は、

その定款及び登記事項証明書

一 届出人(届出人が法人である場合は、その役員)が法第十九条の 三第二項において準用する法第五条第一号及び第二号に該当しない

譲渡譲受の場合は、次に掲げる書類

旨の宣誓書

譲渡譲受契約書の写し

譲渡譲受価格及びその説明書

受人以外の所有に係るものである場合は、 承継に係る特定旅客定期航路事業の使用旅客船が譲渡人及び譲 当該旅客船を届出人が

使用することに対する同意書

相続の場合は、次に掲げる書類

戸籍謄本

する届出人以外の相続人の同意書 承継に係る特定旅客定期航路事業を届出人が承継することに対

合併(分割)の場合は、 次に掲げる書類

Ŧī.

の写し及び合併 合併(分割)契約書(新設分割の場合にあつては、 (分割) 比率説明書 分割計 画書

(削る)

(旅客不定期航路事業の許可申請)

第二十三条の三 航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。 業許可申請者」という。 の許可を受けようとする者 法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業 は、 (以下この条において「旅客不定期航路事 次に掲げる事項を記載した旅客不定期

氏名 旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、 その役員の

三 次に掲げる事項を記載した事業計画

(略

2 事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるも 場合には、 のとする。 客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅 前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、 第二号及び第三号の書類は、そのうち一の旅客不定期航路 次に掲げる書類を添付

> 口 限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併(分割)に関する意 (分割) に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、

思の決定を証するに足りる書類

(休止等の届出

第十九条の五 提出するものとする。 業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載 した特定旅客定期航路事業休止 法第十九条の三第六項の規定により特定旅客定期航路 (廃止)届出書を所轄地方運輸局長に

住所及び氏名

休止(廃止)の届出に係る航路

休止 (廃止) の年月日

休止の届出の場合は、休止の期間

(旅客不定期航路事業の許可の申請

第二十三条の三 期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。 の許可を申請しようとする者は、 法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業 次に掲げる事項を記載した旅客不定

法人である場合は、 役員の氏名

事業計画

イ~~ (略

2 期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。 三号の書類は、そのうち一の旅客不定期航路事業についての旅客不定 て旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし 同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業につい

- 一次に掲げる事項を記載した書類
- 号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明イ 当該申請が法第二十一条第二項において準用する法第四条第
- り届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第二十三条にロ 法第二十三条において準用する法第十条の三第一項の規定によ
- 用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面 一旅客不定期航路事業許可申請者が法第二十一条第二項において準

及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

おいて準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者

が登己事員正月青三 旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款及三

廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅客不定第二十三条の三の二(海第二十二条の規定により旅客不定期航路事業の(事業の廃止の届出)び登記事項証明書

住所及び氏名

期航路事業廃止届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

- 廃止の届出に係る航路
- 一 廃止の予定期日

(準用規定)

」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替請書」と、第十六条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書準用する。この場合において、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申 まで、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの第二十三条の四 第二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第八条

えるものとする。

次に掲げる事項を記載した書類

- 号から第五号までの基準に適合する旨の説明当該申請が法第二十一条第二項において準用する法第四条第一
- 及び運航管理者に予定されている者の略歴ロー届出をしようとする安全管理規程の概要並びに安全統括管理者
- の宣誓書第二項において準用する法第五条第一号及び第二号に該当しない旨第二項において準用する法第五条第一号及び第二号に該当しない旨申請者(申請者が法人である場合は、その役員)が法第二十一条
- 三 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

(新設)

(準用規定)

第一 款の認可、 事業計画の変更の認可並びに輸送の安全にかかわる情報の公表につい 程の内容、 の三の規定による旅客不定期航路事業の運賃及び料金の届出、 定又は変更の届出 十九条の二の二の規定は、法第二十三条において準用する法第八条第 一十三条の四 項、第九条から第十一条まで、 安全統括管理者及び運航管理者の要件、 運送約款の記載事項、 第四条、第五条から第八条まで、第十九条の二及び第 安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出 第十九条の二の二及び第十九条の二 運賃及び料金等の公示、安全管理規 安全管理規程の設 運送約

第二十三条の六 削除

(変更の報告)

第二十八条 (略)

2 条の三第二項及び法第二十一条第二項において準用する場合を含む。 となつた者が法第五条各号(第三号及び第八号を除く。) 前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員 (法第十九

のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする

3

の団体と密接な関係を有する者) (日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他

第四十二条の十八 法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用す る子会社等をいう。 れた法人その他の団体の子会社等 係を有する者は、 る法第三十九条の十九第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立さ)とする。 (会社法第二条第三号の二に規定す

て準用する。

(準用規定)

第 航路事業について準用する。 一十三条の六 第十九条の四及び第十九条の五の規定は、旅客不定期

(変更の報告)

第二十八条

2 となつた者が法第五条第一号及び第二号(法第十九条の三第二項及び 前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員

法第二十一条第二項において準用する場合を含む。) に該当しない旨

の宣誓書を添付するものとする。

略

3

の団体と密接な関係を有する者) (日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他

第四十二条の十八 法第四十二条第五項の規定により読み替えて適用す れた法人その他の団体の子会社等 係を有する者は、日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立さ る法第三十九条の十九第二項第三号の国土交通省令で定める密接な関 第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。 (会社法 (平成十七年法律第八十六) とする。

省令は、

五年六月十一日)から施行する。

こ の 海 上運送法等の一部を改正する法律附則第一

条第二号に掲げる規定の

施行

の 日

(令 和